

第 4 回名立区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 7 月 28 日（火） 午後 6 時 30 分から
場所：名立区総合事務所 第 2 会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（公開） …資料 No. 1

3 自主的な審議

(1) 名立の魅力発信と持続可能な集落・地区の促進について …資料 No. 2

4 その他事項

5 閉 会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は9時～21時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週1日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	名立区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	6
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	4
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	0
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	4
上記のいずれかの取組を実施	220/223	6/6

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9時～21時 月1日及び年末年始休館	10時～22時（猛暑対策） 17時～22時予約制 週1日及び年末年始休館
公民館	8時30分～22時 年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理	9時～21時 週1日又は月2日、年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理 13区：16時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～22時	9時～21時
休館日	第1・3月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8時30分～22時	9時～21時
休館日	年末年始	水曜日、第3木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～17時	10時～16時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12月～2月は週2日）、年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	名立区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	2
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	4
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	0
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	0
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	6
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【名立区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	名立コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	ろばた館	○	○	農政課
4	円田荘	○	○	農政課
5	不動地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
6	名立地区公民館	○	○	社会教育課
7	名立地区公民館上名立分館	○	○	社会教育課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額に四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	<u>600 円</u>	510 円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1 施設	<u>200 円</u>	160 円
	中学生以下	1 施設	<u>100 円</u>	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「名立コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間は、名立コミュニティプラザを設置している名立地区公民館の見直し内容に合わせて午前 9 時から午後 9 時に変更します。

また、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を設けている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	水曜日、年末年始	年末年始

「ろばた館」休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	毎週 2 日（曜日未定）、年末年始	年末年始

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
会議室	1 時間につき	<u>700 円</u>	590 円
研修室		<u>200 円</u>	160 円
生活実習室		<u>500 円</u>	380 円
生きがい創造室		<u>300 円</u>	240 円
調理室		<u>400 円</u>	320 円
ふれあいホール（全面）		<u>1,400 円</u>	1,270 円
ふれあいホール（半面）		<u>800 円</u>	640 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「円田荘」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	毎週 2 日（曜日未定）、年末年始	年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
和室	1 時間につき	200 円	140 円
調理実習室		150 円	110 円
多目的ホール		300 円	270 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「不動産地域生涯学習センター」 開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日は利用実態にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>年末年始</u>	なし

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 室 1 時間につき	<u>700 円</u>	600 円
ふれあいルーム		<u>300 円</u>	220 円
会議室		<u>200 円</u>	150 円
体験交流室		<u>300 円</u>	200 円
調理実習室		<u>200 円</u>	150 円
第 1 研修室		<u>300 円</u>	200 円
第 2 研修室		<u>300 円</u>	200 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「名立地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日は利用実態を踏まえ、利用が少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍以内を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>水曜日</u> 、年末年始	年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
第 1 会議室	1 室 1 時間につき	<u>300 円</u>	270 円
第 2 会議室		<u>400 円</u>	360 円
第 3 会議室		<u>300 円</u>	250 円
第 1 講座室		<u>150 円</u>	130 円
第 2 講座室		<u>200 円</u>	190 円
調理室		<u>150 円</u>	140 円
体育館		<u>1,000 円</u>	840 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「名立地区公民館上名立分館」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間は、利用実態を踏まえ、利用が少ない時間帯にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的ホール	1 室 1 時間に つき	300 円	210 円
会議室		150 円	110 円
調理実習室		150 円	110 円
研修室		400 円	300 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

公の施設白書

(令和6年度実績・名立区抜粋版※)

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
(財務部資産活用課)

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	名立区総合事務所	市役所、総合事務所	コンクリ	39/50	2,638.91	—	11,068	—	直営	別の計画等
2	上越市立宝田小学校	小学校	木造	23/47	5,021.00	54	26,929	498,685	直営	別の計画等
3	上越市立名立中学校	中学校	コンクリ	46/47	3,932.00	43	27,315	635,233	直営	別の計画等
4	名立児童館	児童館	木造	54/22	183.59	1,304	2,733	2,096	直営(業務委託)	現状維持
5	名立生活支援ハウス	高齢者共同住宅・生活支援ハウス	コンクリ	30/50	634.11	6	30,647	5,107,833	指定管理	現状維持
6	うみてらす名立	宿泊温浴施設	コンクリ	24/50	8,605.20	296,700	78,486	265	指定管理	現状維持
7	不動地域生涯学習センター	生涯学習センター	コンクリ	40/34	1,422.00	2,097	1,472	702	直営	現状維持
8	名立地区公民館	公民館	コンクリ	12/50	1,468.69	13,748	8,945	651	直営	現状維持
9	名立地区公民館上名立分館	公民館	木造	21/24	266.04	197	423	2,147	直営	現状維持
10	円田荘	地区集会施設	鉄骨	44/38	374.05	820	667	813	直営	現状維持
11	名立コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	コンクリ	11/50	139.20	4,238	0	0	直営(業務委託)	現状維持
12	ろばた館	貸館・交流施設	鉄骨	30/27	985.00	7,873	12,816	1,628	直営	引き続き協議

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	市営住宅 旭住宅	市営住宅	木造	23-34/22	1,448.89	19	-2,798	-147,263	直営	別の計画等
14	市営賃貸住宅 旭第二住宅	市営賃貸住宅	木造	34/22	294.94	3	-554	-184,667	直営	別の計画等
15	シーサイドパーク名立	中規模公園	木造	32/-	784.00	4,680	9,595	2,050	直営	別の計画等
16	岩屋堂うるおい広場	農村公園	-	35/-	0.00	0	83	-	直営	別の計画等
17	赤野俣農村公園	農村公園	-	31/-	0.00	0	139	-	直営	別の計画等
18	折居農村公園	農村公園	-	34/-	0.00	0	6	-	直営	別の計画等
19	折平農村公園	農村公園	-	31/-	0.00	0	207	-	直営	別の計画等
20	東蒲生田農村公園	農村公園	-	28/-	0.00	0	121	-	直営	別の計画等
21	不動農村公園	農村公園	-	27/-	0.00	0	138	-	直営	別の計画等
22	新井町児童遊園	児童遊園	木造	51/-	1.96	-	39	-	直営	別の計画等
23	小泊児童遊園	児童遊園	木造	38/-	4.84	-	74	-	直営	別の計画等
24	ひなさき児童遊園	児童遊園	-	28/-	0.00	-	17	-	直営	別の計画等
	小計					331,782	208,568	629		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理形態	取組方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

第4回名立の魅力発信に係る懇談会（ワクワク妄想会議）の概要

Ⅰ 概要

- (1) 日 時 令和8年7月23日(木) 18:30～20:00
- (2) 場 所 名立地区公民館 第1・2会議室
- (3) 参加者 委員7人、総合事務所3人 計11人
- (4) 内 容

【ワークショップ】

■2班に分かれて、「名立区魅力発信プラン造成シート」により①プラン名②目的・ゴール③ターゲット層④イベント・プラン内容（具体的なアイデア）について、自由にディスカッション（意見交換）を行い、各班の代表がまとめた意見を発表する。今日は第1回目なので、アイデア出しをしてもらい、次の8月上旬の会議において、さらにブラッシュアップしてプランにし、できれば来年度プランを実現できればいいと思う。

■各班の意見のまとめ

○1 班

<④イベント・プラン内容（何を発信するか）>

- ・ 水、ヨモギ、梅 → 梅をコンテンツとしたい。
- ・ 課題としては、梅を採取する人が減っている。
- ・ 梅をどう扱うか → 梅干し、梅酒、梅シロップ。京都にある「おうすの里」のようなブランド化にしてはどうか。
- ・ 調べたら名立の梅のエキスを使用した「雪中梅」の梅酒もあるが、この梅酒のラベルを「名立」に関係したものに張り替えて名立で売るのがよいのでは。
- ・ 過去に名立にあった「あけぼの」という酒を復活させるのもよいのではないか。

○2 班

<①プラン名>

- ・ 名立の認知度アップ

<③ターゲット層>

- ・ 40歳台（名立を離れていきやすい）

<④イベント・プラン内容>

不動から自転車で歴史的な箇所（石油発掘井戸跡、いわおの石仏群、雁田神社、岩屋堂観等）を回り、ゴールのうみてらす名立では、入浴し、自然食や無添加な食事をしながら婚活パーティーを行う。

(5) まとめ

- ・今日は具体的な意見が出されプランづくりを検討していただいた。プランを実現するには、個人では市の補助事業の申請はできないため、団体を立ち上げ、団体（会）の規約や名称なども整理して来年度の独自予算に向けてプランの実現化を目指すこととする。
- ・今回の懇談会の結果に基づいて、次回の地域協議会の自主的審議案件の審議を進める。

2 これまでの経過と今後の予定

- ・次回 8/6（木）も具体的に今の話を含め、また新しいアイデアも取り入れながら、組織的な話もしたい。名称や規約もメインに考えたい。
- ・8/22（土）では発足会で名立区の住民も含め、長野県から講師を招き長野からみた上越ということで魅力発信に係るキックオフイベントも予定している。
- ・秋頃には、具体的なプランを独自予算に盛り込むことをここにいる皆さんとできたらと考える。

時 期	内 容
R8.6.18(木) 【実施済】	検討会（第 1 回ワクワク妄想会議） ・名立の魅力発信についての意見交換 等 ・「名立区の魅力発信」における母体づくりに向けて
R8.7.23(木) 【実施済】	第 4 回ワクワク妄想会議 ・名立の魅力発信についての意見交換 等 ・「名立魅力発信会議（仮）」の発会式に向けて
R8.7.28(火)	第 4 回（7 月）地域協議会 ・第4回名立の魅力発信に係る懇談会（ワクワク妄想会議）の審議 等
R8.8.6(木)	第 5 回ワクワク妄想会議 ・名立の魅力発信についての意見交換 等 ・「名立魅力発信会議（仮）」の発会式に向けて（会の規約の確認等）
R8.8.22(土)	・名立魅力発信会議（仮）の発会式 キックオフイベント「長野県からみた上越名立の魅力（仮称）の講演会を開催」
R8.秋頃	・令和 9 年度以降の事業計画作成、必要経費を積算し、地域独自予算としての提案用意 ※地域自治推進プロジェクトの決定後に実施

班分け【ワークショップ前】

班分け【ワークショップ前】

話題提供（説明中）

ワークショップ【各班意見まとめ】

ワークショップ【各班意見まとめ】